

東京都立大学 法科大学院 2026年度入学者選抜
(2年履修課程、特別選抜開放型・一般選抜共通)

憲法・民法・刑法 試験問題
(2025年10月25日実施)

試験時間 10時00分～13時00分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に本学受験票を置いてください。
机上には、受験票、筆記用具、時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。)、眼鏡、ティッシュペーパー(袋から出して中身のみ)、目薬以外の物を置くことはできません(事前協議により認められた者は除く。)
- (2) 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る)により行なってください(3年履修課程の第1次選抜とは異なります。ご注意ください)。これ以外の筆記用具で記載された答案、修正液・修正ペン・修正テープが使用された答案は、0点として採点します。黒色以外のボールペン等、マーカー、鉛筆及びシャープペンシルは、問題用紙への書き込みに限り使用できません。
- (3) 携帯電話・スマートフォン又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中に入れてください。それらを時計として用いることはできません。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は身につけてはいけません。
- (4) 耳栓、イヤフォン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、蓋付ペットボトル入りの飲料を持ち込んで飲むことはできますが、机上に飲料を置かず、必ず蓋を閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意してください。ペットボトル以外の缶、瓶、水筒等は認めていません。
- (6) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁止します。ただし、緊急の場合や気分が悪くなった場合等には黙って手を挙げ、監督員の指示に従ってください。
- (7) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (8) この問題冊子は表紙を含めて9頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (9) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入してください。所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (10) 答案用紙は各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (11) 配布した「法科大学院試験六法」は回収しますので、書き込みをしたり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (12) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、受験中であっても試験室からの退出を命ずることがあります。

憲法 問題

次の事例を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

公衆浴場法（以下「法」という。）のもと、公衆浴場を新たに経営しようとする場合、都道府県知事の許可を得ることが必要である（法2条1項）。都道府県知事は、設置の場所が配置の適性を欠く場合には不許可とすることができ（同条2項）、これを判断する際の基準は当該都道府県の条例で定めることとされる（同条3項）。また、許可を得て公衆営業を営業者が衛生等の観点から行わなければならない措置の基準についても、都道府県の条例で定めることとされる（法3条1項、2項）。

A県において公衆浴場法2条3項、3条2項に基づき定められた公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（以下「条例」という。）2条は、公衆浴場の配置の基準に関して、「既設の公衆浴場と1km以上の距離を保たなければならない」としている。1kmという距離制限は他の都道府県と比べても厳しいものであるが、この現行の規定の制定時における立案担当者の議会での説明によると、この規律の趣旨は、公衆浴場が狭い範囲に過度に集中することにより競争が激化し経営が不安定になり、その結果、必要な衛生管理が十分に行われず、利用者の健康に悪影響を及ぼすことを防ぐというものであった。もっとも実際には、A県において、公衆浴場の間の競争の結果、必要な衛生管理が十分に行われなくなるという事態は生じていなかったし、今後競争が激しくなりそうだという見込みもない。他の都道府県においても、競争の激化により必要な衛生管理が十分に行われなくなるに至った例は見受けられない。現行の条例2条を定めた際の議会においては、衛生の維持等のための必要な措置（法3条）の実施の状況について立入り検査等が可能であり（法6条）、また同措置が行われなかった場合には許可の取消しや営業の停止もありうるから（法7条）、それで十分ではないか、これほどまでに厳しい距離制限は、そもそも既に公衆浴場を営んでいる事業者の既得権を保護するためのものにすぎないのではないかという異論があった。

他方、日本を含む世界各国で、多くの水源が、人体に有害な影響を与える化学物質Pによって汚染されていることが知られるようになっていた。Pが一定濃度以上含まれた水を日常的に飲用した場合、各種疾患を発症する可能性が有意に上昇するという科学的知見が確立していたため、諸外国と同様、水道水に関しては全国的に規制が行われることとなった（その際の規制基準は、諸外国にならって、1リットルにつき0.4ミリグラム未満とされていた）。他方で、飲用するのではなく肌に触れる場合の有害性についてはまだ知見が確立されていない。生命には関わらない程度の皮膚に関する疾患を発症する可能性が上昇するなど、有害性を示唆する研究も複数報告されているものの、科学者たちの間で議論が続いている。もっとも、仮にPを含む水に触れることに有害性があるとしても、飲用水の場合の基準よりも相当程度高い濃度でPが含まれる水に日常的に触れる場合でなければ、健康被害が出ることはないだろうということについては、各国の科学者間で意見が一致し

ている。

こうした中、A 県議会は、県内の公衆浴場で水道水以外の水を浴槽水として用いるものの多くで、相当程度の濃度の P を含む水が使われていることを踏まえつつ、健康面での被害が生じる可能性を否定できないということを重視して、公衆浴場の水についても、水道水と同様の規制を行うこととした。具体的には、法 3 条 2 項の措置の基準として、水道水以外の水を公衆浴場の浴槽水とする場合には、現在のところ P を除去する効果をもつ唯一の物質である M を用いて、P の濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム未満となるように保つことが (M を用いなくても P の濃度が基準値を下回る場合を除き) 義務づけられることになった(条例 3 条 1 8 号)。公衆浴場の事業者にとって M を用いるコストは大きく、規模の小さい浴場は経営が成り立たなくなることが予想される。

〔設問 1〕

条例 2 条が合憲かどうか、論じなさい。

〔設問 2〕

条例 3 条 1 8 号が合憲かどうか、論じなさい。

※〔設問 1〕及び〔設問 2〕のいずれにおいても、条例の定めが法律の範囲内かどうかについては、論じなくてよい。

<参照条文>

公衆浴場法

第 1 条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けて、業として公衆浴場を営営することをいう。

第 2 条 業として公衆浴場を営営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第2項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を附することができる。

第3条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

第6条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に公衆浴場に立ち入り、第2条第4項の規定により付した条件の遵守若しくは第三条第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、営業者が、第2条第4項の規定により付した条件又は第3条第1項の規定に違反したときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

一 第2条第1項の規定に違反した者

二 第7条第1項の規定による命令に違反した者

第9条 第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二万円以下の罰金に処する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

第2条 公衆浴場法2条3項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、公衆浴場の設置場所が、既設の公衆浴場と1km以上の距離を保たなければならないこととする。

第3条 公衆浴場法第3条第2項の規定による条例で定める措置の基準のうち、公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

＜中略＞

一八 浴槽水は、Mを用いることによって、Pの濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム未満となるように保つこと（水道水、及び、Mを用いなくてもPの濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム未満である水を浴槽水とする場合を除く。）

（民法の問題は次頁）

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

- 1 都内甲区に居住するAは、祖父からの相続により北海道乙市所在の土地（以下「本件土地」という。）の所有権を有していたが、急激な円安により事業上の損害を被ったことから、その損害の穴埋めをするためには本件土地を処分するほかないと考えるに至った。そこで、Aは、令和5年4月頃から、知人を介して紹介された乙市の不動産業者Bとの間で、本件土地の売却について検討を進めることとなった。
- 2 Aは、それまで不動産取引の経験が全くなかったところ、上記のとおり早急な金策に迫られていたこともあり、早期に売買契約を締結したいと思い、令和5年7月20日、Bとの間で、代金3000万円、同年9月30日に代金の支払と引換えに所有権移転及び所有権移転登記手続をするとの約定で、本件土地についての売買契約を締結した（以下「本件契約」という。）。
- 3 Bは、本件契約を締結するに先立って、測量をするため近隣の土地所有者からの承諾書を取り付けるのに必要だと称し、Aから、白紙委任状と印鑑証明書の交付を受けるとともに、本件土地の登記済権利証を借り出した（以下、これらの書類を併せて「本件各書類」という。）。そして、Bは、本件各書類を冒用し、Aに代金を支払うことなく、Aに無断で、本件土地について令和5年7月25日付けで所有権移転登記手続を行ってしまった。
- 4 Aは、重要な書類をBに渡してしまったことから、事態の成り行きに若干の不安を感じたものの、Bに状況を問い合わせる都度、Bから言葉巧みな説明を受けて納得し、Bに対する不信を募らせることはなかった。
- 5 Bは、上記3の所有権移転登記手続を終えるや、直ちに本件土地上で建物の建築に取り掛かり、令和5年9月下旬頃には建物（以下「本件建物」という。）を完成させ、同建物につき所有権保存登記手続をした上、Cに対し、同年10月5日、本件土地及び本件建物を代金合計5500万円で売却し、これを引き渡した。ただし、残代金4800万円の支払が翌年1月以降となるため、本件土地及び本件建物のいずれについても所有権移転登記手続はされないままであった。
なお、Cは、Bが不動産業者であること、所有名義がいずれもBであったことから、本件土地及び本件建物の所有関係については何らの疑いも抱かなかった。
- 6 Aは、約定どおり代金の支払がされるものと信じていたところ、約定の期日が過ぎてもBから連絡がないので、不審に思い調べてみたところ、令和5年10月10日頃、本件土地につきBへの所有権移転登記が既にされていること、本件建物が建築されていることを知った。そこで、Aは、Bに対し、本件建物の収去と本件土地の明渡しを求める訴えを提起した。

7 上記6の訴訟係属中、Cが本件土地及び本件建物をBから購入し、同建物に居住していることが判明した。そこで、Aは、別途、Cに対する本件建物の取去と本件土地の明渡しを求める訴えを提起した。

〔設問1〕 AのBに対する上記6の訴えに係る請求は認められるか。

〔設問2〕 AのCに対する上記7の訴えに係る請求は認められるか。

(注) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律は施行前であり、その適用等を検討する必要はない。

(刑法の問題は次頁)

刑法 問題

次の【事例】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

- 1 甲（女性、42歳）は、生活費に困窮したため、自らの勤務先である宝石店Aの売上金を強取することを企てた。それから数日経った甲の休假日の午前7時に、甲は、甲の長男の乙（13歳）に対して、「お母さんが勤めている宝石店Aの店長であるB（男性、50歳）を知っているよね。そこに行って、お金を奪ってきてくれない？ 昔のドラマでやっているように、『おとなしく金を出せ』などと言ってモデルガンを突きつければ、お金を取ってくるができるよ。」などと頼み、覆面をして、モデルガンを突きつけて脅迫するという方法で、Bから金品を奪い取ってくるように指示した。これに対して、乙は、「そんなの嫌だよ。うまく行くはずがないよ。」などと言って断ろうとしたが、甲は、「大丈夫。お前は、体も大きいから子供には見えないよ。モデルガンだから、Bを傷つけるようなことには絶対にならないし、ともかく、お金がなくて、生活費に困っているのよ。」などと言って説得しつつ、あらかじめ甲が用意しておいた覆面用のビニール袋、ライフル様のモデルガン等を半ば押しつけるように乙に渡した。
- 2 乙は、甲が、一度言い出したら後には引かない性格であることをよく知っており、また、甲から嫌なことを頼まれた乙が、それを拒否し続けると、甲から厳しく叱りつけられる、といった経験をこれまでも何度もしていたことから、乙は、これ以上拒否しても無駄だと諦めて、甲の指示を承諾した。
- 3 乙は、午前9時30分頃、手渡されたモデルガン等を携えて1人で宝石店Aに赴いた上、甲から手渡されたビニール袋で覆面をしてから同店に押し入った。そして、乙は、甲から指示された方法で、同店内で開店準備をしていたBを脅迫した。しかし、それだけでは不十分だと判断した乙は、自らの判断により、宝石店Aの出入口のシャッターを下ろしたり、「トイレに入れ。殺さないから入れ。」などと語気強く申し向けてBを脅迫するなどし、Bを店内のトイレに閉じ込めたりするなどしてその反抗を抑圧した。その上で、乙はBの管理する現金50万円を強取し、さらに、店内のショーケースから、500万円相当の宝飾品も自らの判断で奪い、宝石店Aを立ち去った。
甲は、自宅に戻って来た乙から、上記の現金と宝飾品を受け取り、「うまくやれたね。ありがとう。」とあって、乙から受け取った現金から10万円を乙に手渡し、残額と宝飾品を生活費に費消するため、自らの手許に置いた。

〔設問1〕

【事例】における甲の罪責について、具体的事実を摘示しつつ、甲に共同正犯が成立するとする見解、間接正犯が成立するとする見解、及び教唆犯が成立するとする見解について、それぞれ論じなさい（特別法違反の点を除く。）。なお、自らの見解を問うものではない。

〔設問2〕

【事例】の3の事実が、以下のようなものであった場合、具体的事実を摘示しつつ、甲について、共同正犯が成立するとする見解から、甲の罪責について述べなさい（強盗予備の共同正犯及び特別法違反の点を除く。）。なお、自らの見解を問うものではない。

3 乙は、午前9時30分頃、手渡されたモデルガン等を携えて1人で宝石店Aに赴いたが、宝石店Aには「臨時休業する」旨の掲示があり、店のシャッターも閉められていた。乙が周囲を見回したところ、D（女性、85歳）が店主を務め、自ら店番もしているタバコ店Cがあることに気づいた。「タバコ店だし、大したお金もないだろう。」と思いつつ、手ぶらで帰ると甲に叱責されることを恐れた乙は、周囲に人気も少ないこともあり、しばらく様子を見ていたところ、Dが店先から奥に姿を消した。そこで、乙は、この隙に同店に入り、レジから3万円を手に取り、そのまま同店から逃走した。

乙は、自宅に戻って、上記の現金3万円を渡したところ、甲は怪訝な顔をしたが、詳しいことは聞かずに、「お疲れさん。」と行って、現金1万円を乙に渡し、2万円を生活費に費消するため、自らの手許に置いた。

以 上